

協働で叶える 市民活動促進事業補助金

令和7年度版

ガイドブック



雲南市

(政策企画部地域振興課)

目 次

はじめに -----	1
用語の定義 -----	2
団体登録制度 -----	3
協働で叶える市民活動促進事業補助金 -----	4
制度の概要 -----	4
協働で叶える市民活動促進事業募集集要項 -----	5
提出書類の記載例（主な様式を抜粋） -----	12
雲南市市民活動団体登録 -----	13
1 雲南市市民活動団体登録申請書 -----	14
2 雲南市市民活動団体登録事項等変更届出書 -----	17
協働で叶える市民活動促進事業補助金制度 -----	18
[協働で叶える市民活動促進事業] -----	18
1 雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金事業提案書 -----	19
2 雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金指令前着手届 -----	25
3 雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金交付申請書 -----	26
4 雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金概算払申請書 -----	27
5 雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金請求書 -----	28
6 雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金実績報告書 -----	29

はじめに

雲南市では、市民が主役のまちづくりを推進するため、平成24年度創設した「想いをカタチに市民活動協働促進事業補助金」により市民活動団体と協働による事業を行ってきました。令和元年6月からは、補助金制度を発展的にリニューアルし、「協働で叶える市民活動促進事業補助金」とし、協働による活動の質を上げ、事業効果をより高めることを目的とし3年間の補助制度として創設しています。

なお、平成24年度から市役所の各課単位で設けた庁内協働推進員を引き続き配置し、全庁的に協働を推進していきます。

雲南市の最高規範条例に位置づけている「雲南市まちづくり基本条例」（平成20年雲南市条例第36号）では、その前文において、「まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。」としており、「協働のまちづくりをすすめることを目的」としています（第1条）。

協働するにあたっては、次の原則を尊重して取り組んでいく必要があります。

■ 「協働」を進める上での八つの原則

一、相互理解と相互補完の原則

相手を良く知り、お互いに理解し、相互に補い合っていくことが大切です。

二、対話の原則

課題と目的を共有し、企画段階から対話の機会の確保に努めることが大切です。

三、対等の原則

上下関係ではなく、対等なパートナーであると認識して取り組むことが大切です。

四、目標・取り組む過程の共有の原則

目標を共有し、それぞれの役割を相互に理解した上で、企画、実施、評価の各段階で相互に確認しながら進めることができ、相互理解と信頼性の向上に繋がります。

五、自主・自立の原則

それぞれの立場を理解し、自主性を尊重するとともに、それに依存することなく自立していることが大切です。

六、適切な参入の機会の確保の原則

特定の団体に固定することなく、適切な参入の機会が確保される必要があります。

七、情報公開の原則

積極的に情報公開し、透明性を確保することが大切です。情報公開により、さらなる協働の促進に繋がる可能性があります。

八、評価の原則

協働の成果や効果について、様々な立場から評価・検証することが、協働の質の向上と改善に繋がります。

用語の定義

(1) 「市民活動」とは

市民が自らの信念と責任に基づいて、自発的かつ自立的に行う活動であって、
営利目的ではなく、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の
向上、まちづくりの推進、国際協力及び交流推進など市民の不特定かつ多数の利
益の増進を目的とすることをいいます。(宗教的、政治的宣伝目的のある活動は
除きます。)

(2) 「市民活動団体」とは

市民活動を組織的かつ継続的に行う非営利団体で、次に掲げる要件を満たす団
体で、団体登録制度を設けています。

令和7年4月現在で、地域自主組織30団体・まちづくりグループ186団体・
NPO法人11団体が登録されています。

- ① 5人以上の構成員がいること。
- ②事務所の所在地が市内にあること、又は市民活動団体の活動が市内で行われ
ていること。
- ③市民に開かれた団体であること。
- ④代表者、運営の方法を定款又は規約又は会則で定めていること。
- ⑤独立の組織であること。

(3) 「地域自主組織」とは

地域の自治会、PTA、女性団体、老人会、青少年育成会、地域のボランティ
ア団体その他これに類する団体で構成された組織で、おおむね交流センター単位
の地域住民が参加する組織で、人、歴史、文化、環境、福祉、伝統行事等の「地
域資源」を活かしながら、課題解決や魅力の発見と実践に取り組む組織をいいま
す。

(4) 「まちづくりグループ」とは

得意分野や興味のある分野を通じて共通の目的を持って「市民活動」に取り組
まれるグループをいいます。

(5) 「NPO法人」とは

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の定めるところにより設立さ
れた団体で、通称NPO法人と呼ばれ、正式には特定非営利活動法人といいます。
市民活動団体へ登録するには、主たる事務所の所在地を市内に置いていただく必
要があります。

※NPO[non profit organization]=非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで
社会的な公益活動を行う組織・団体。

市民活動団体 登録制度

市は、市民活動団体の活動を促進するため、団体の登録制度を設けています。

これは雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則（平成17年雲南市規則第7号）に基づき行うもので、登録された団体へ市から活動支援や情報提供を行い、また登録された団体は、市民に対して情報公開を行っています。

なお、この登録制度は、補助金等の交付を約束するものではありません。

■ 登録等の手続き

1. 団体登録の申込み

市民活動団体として登録を希望する団体は、次の書類を市役所政策企画部地域振興課へ提出して下さい。登録は随時受け付けています。なお、登録内容に変更があったとき、又は解散したときは、次の書類の提出が必要です。

○ 提出書類

【登録する場合】雲南市市民活動団体登録申請書（→様式集）

➤ 添付書類 役職名及び会員名、定款又は規約又は会則

【登録内容変更の場合】市民活動団体登録事項等変更届出書（→様式集）

2. 要件審査

次の要件に適合しているかどうかを審査し、その結果をお知らせします。

【雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則 第2条第3項（抜粋・一部加工）】

市民が自らの信念と責任に基づき、自発的かつ自立的に行う活動であって、営利を目的とせず、かつ、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、まちづくりの推進、国際協力及び交流の推進など市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的とした活動を行いつつ、次の要件を満たす団体。

- (1) 5人以上の構成員がいること。
- (2) 事務所の所在地が市内にあること、又は市民活動団体の活動が市内で行われていること。
- (3) 市民に開かれた団体であること。
- (4) 代表者、運営の方法を定款又は規約又は会則(以下「規約等」という。)で定めていること。
- (5) 独立の組織であること。

※ただし、次の活動を行う団体は除きます。（同規則第2条第2項）

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職及び同法の規定を準用する選挙による公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とする活動
- (4) その他公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

協働で叶える市民活動促進事業補助金の概要

この補助金は、まちづくりの主役である市民との協働を推進するため、市民活動団体等が取り組む協働事業及び主体的・自発的に取り組むまちづくり活動に対し交付するもので、次の3種類で構成しています。

補助事業の種類	内容	募集区分	補助限度額・補助率	募集期間・その他
協働で叶える市民活動促進事業	地域課題や社会的課題の解決のため市民活動団体等が市との協働により実施するもの。	活動団体からの提案による取り組み	20万円 ・提案者と市のみ協働する場合 ・提案者と市を含む複数団体と協働する場合 補助率：補助対象経費の額の100%以下	<募集期間> 令和7年4月1日～6月13日 (市が設定するテーマに基づく取り組みは4月1日～5月23日まで) ※予算がなくなり次第終了します。 <その他> ① 【審査・選考】 予め公表した審査基準に基づき審査・選考します。 ② 【情報公開】 市ホームページで公表します。また、提出いただく「事例集原稿」による事業報告集の作成・配布の他、発表の機会を設ける場合があります。
			30万円 ・提案者と市のみ協働する <u>広域的な取り組み</u> の場合 ・提案者と市を含む複数団体と協働する <u>広域的な取り組み</u> の場合 ※広域的な取り組みとは市全域での取り組みや、町域を超えて取り組みを展開するもの。 補助率：補助対象経費の額の100%以下	③ 【市民活動団体登録】 補助金の申請には市民活動団体登録が必要です。
		市が設定するテーマに基づく取り組み 【募集テーマ】 ・みんなの人権が尊重される地域づくり ・地域で取り組む鳥獣被害防止の仕組みづくり	30万円 ・提案者と市のみ協働する場合 ・提案者と市を含む複数団体と協働する場合 補助率：補助対象経費の額の100%以下	

NPO 法人 設立支援 事業	<p>NPO法人の設立に要する経費（ただし、1団体につき1回を限度とする）</p> <p>NPO法人設立後の当該法人の管理運営に必要な経費（ただし、1法人につき設立後1年以内とする。）</p>		<p>10万円</p> <p>補助率：補助対象経費の額の50%以下</p> <p>※今年度は募集いたしません。</p>	
NPO 法人 等利子補 給金事業	<p>市民活動団体等と国若しくは地方公共団体又はそれらが設立、出資した団体が委託契約した事業又は補助交付を決定した事業</p>		<p>30万円</p> <p>補助率：補助対象経費の額の100%以下</p> <p>※今年度は募集いたしません。</p>	

※注 補助金の額の下限額は、協働で叶える市民活動促進事業は10万円とし、NPO法人設立支援事業及びNPO法人等利子補給金事業は5万円とする。

協働で叶える市民活動促進事業募集要項（令和7年度）

1. 事業の目的

地域課題や社会的課題に対して、市民活動団体等が有する知恵・技能や行動力を活かして解決していく企画案を市民活動団体等から募集し、市民活動団体等と市が対等な立場で連携し、協働により豊かな社会をつくっていくことを目的としています。

2. 応募資格

次のいずれかに該当する団体及び法人

- (1) 雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則第2条第3項に定める「市民活動団体」。

【雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則 第2条第3項（抜粋・一部加工）】

市民が自らの信念と責任に基づき、自発的かつ自立的に行う活動であって、営利を目的とせず、かつ、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、まちづくりの推進、国際協力及び交流の推進など市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的とした活動を行い次の要件を満たす団体。

- (1) 5人以上の構成員がいること。
- (2) 事務所の所在地が市内にあること、又は市民活動団体の活動が市内で行われていること。
- (3) 市民に開かれた団体であること。
- (4) 代表者、運営の方法を定款又は規約又は会則(以下「規約等」という。)で定めていること。
- (5) 独立の組織であること。

(注) これらの要件を満たすことを確認するため、「雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則」第9条に定める市民活動団体の登録が必要です。登録は随時受け付けています。

- (2) 雲南市内に事務所を有する、あるいは市内で活動を行う特定非営利活動法人

3. 応募の対象となる事業

次の全ての要件を満たす事業とします。

- (1) 雲南市内で実施する事業であること
- (2) 公益的、社会貢献的事業であり、提案団体等と市が協働して取り組むことにより、地域課題や社会的課題の解決を図ることができる事業
- (3) 市民ニーズに基づいたもので、事業を実施することにより市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (4) 市民活動団体等の専門性・先駆性・独創性等を活かした新たな視点から取り組む事業
- (5) 市の担当課と信頼関係を築き、意欲的に取り組むことができる事業
- (6) 予算の見積もり等が適正である事業

4. 応募対象外となる事業及び経費

- (1) 国、県及び市の他の補助金の交付を受けている事業又は交付を予定している事業
- (2) 宗教的、政治的宣伝意図のある事業
- (3) 単なる営利を目的とする事業
- (4) 構成員の親睦または趣味的な活動を目的とする事業
- (5) 団体の運営経費
- (6) その他、社会通念上適切でないと認める経費

5. 事業テーマ

雲南市の総合計画に掲げる施策の成果向上に資するものとします。

6. 募集期間 令和7年4月1日～6月13日
(市が設定するテーマに基づく取り組みについては
令和7年4月1日～5月23日とします。)
※ 予算が無くなり次第終了とします。

7. 補助金の額

次のいずれかとなります。

- (1) 補 助 率 補助対象経費の100%以下
(2) 補助限度額 ①活動団体からの提案による取り組み 20万円
※広域的な取り組みについては 30万円
②市が設けるテーマに基づく取り組み 30万円
<募集テーマ>

・みんなの人権が尊重される地域づくり

【内容】社会の多様性が進む中で、新たな人権課題を掘り起こすとともに、市民活動団体等と協働し、地域全体の人権意識の向上につながるような取り組みを実践する団体を募集します。

・地域で取り組む鳥獣被害防止の仕組みづくり

【内容】市内各地で課題となる鳥獣害対策について、地域ぐるみで取り組みを推進・実践する団体を募集します。

(注) 補助金の額が10万円未満となる場合は補助金交付対象になりません。

8. 補助対象経費

項目	補助対象経費	備考
報償費	講師、専門家、出演者等への報償、謝礼等	団体構成員は除く
旅費	講師等の旅費、バス代等	
需用費	消耗品、印刷製本費	
食糧費	事業に密接に関わる食糧費（社会通念上妥当と認められるもので、団体構成員の費用は除く。）事業を行うための会議の会議の茶菓代（1人あたり 150円以下）	
通信運搬費	郵送料、通信費等	
保険料	事業に関する保険料	
委託料	事業を行う上で、専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する経費（事業の全部委託は認めない。1事業につき、補助対象経費の1/2以下の額を対象とする。）	
使用料	施設使用料(会議、イベント等で使用するものに限る。)	

	及び備品の借上げ料	
備品購入費	事業実施に不可欠な機材等の購入費（汎用性のあるもののを除く。1事業につき、補助対象経費の1/2以下の額を対象とする。）	
利子補給金	事業の実施に必要な額として借り入れた額のうち、委託契約した契約した額又は補助金の交付決定した額に相当する額に係る利子	NPO法人利子補給金事業のみ申請可能
その他の経費	事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認める経費	

※補助対象経費の詳細については地域振興課へご相談ください。

9. 事業実施期間

事業期間は単年度とします。補助金の交付決定をした日から着手し、令和8年3月13日（金）までに実績報告書を提出して下さい。

10. 提案事業の申請

協働事業を提案しようとする団体は、事前に政策企画部 地域振興課へご相談下さい。地域振興課が窓口となって市の事業担当課との協議の場を設けます。この協議の場で事業内容等の協議が整った場合は、次の書類を提出して下さい。

➤ [応募に必要な書類]

- (1) 協働で叶える市民活動促進事業補助金事業提案書（様式第1号）
- (2) 団体概要書（様式第1号の1）
- (3) 構成員名簿（様式第1号の2）
- (4) 事業計画書（様式第1号の3の1）
- (5) 年間計画書（様式第1号の4）
- (6) 収支予算書（様式第1号の5）
- (7) 規約、会則等
- (8) その他、市長が必要と認める書類（必要があれば改めてお願ひします）

➤ [提出先] 雲南市役所 政策企画部 地域振興課

11. 交付決定前の事前着手

補助金交付決定前の事業着手については、原則「補助対象外」としていますが、提案書提出後から交付決定までの間で、正当な理由により事業着手を希望する場合は、「指令前着手届」を提出して下さい。

なお、その場合、補助金審査の結果、補助金の交付が行われない場合又は補助金交付指令を受けた補助金が、交付申請額に達しない場合があります。

1 2. 審査・選考

提出書類及び応募要件等を確認後、審査委員会において次の審査基準により審査を行い、審査・選考結果を申請団体へ通知します。

【審査基準】

審査項目	審査視点
実績	提案団体の基礎となる活動があるか
	事業を遂行できるか
組織の継続性・発展性・安定性	団体等の自主的な活動による発展が可能か 新たな市民活動の展開が図られるモデル事業としての要素があり、他の市民や地域への広がりがあるか。あるいは期待できるか。
専門性・先駆性・独創性	今後の協働モデルとなることが期待できるか
企画内容の妥当性	市民ニーズや課題の把握ができているか
	テーマ内容を踏まえたもので実現可能か
協働	団体と市との役割分担が明確かつ妥当であるか
	市との協働により、具体的な効果が期待できるか

1 3. 補助金の交付申請

採択事業の決定を受けた提案団体は、速やかに次の書類を提出して下さい。

➤ [補助金に必要な書類]

- (1) 協働で叶える市民活動促進事業補助金交付申請書（様式第4号）
- (2) 協働で叶える市民活動促進事業選考結果通知書の写し
- (3) その他、市長が必要と認める書類（必要があれば改めてお願ひします）

➤ [概算払制度]

事業の実施にあたり、市長が必要と認めた場合は補助金の概算払制度により補助金額の全額又は一部を申請のうえ交付を受けることができます。

※請求書の押印を省略する場合は、担当者名および連絡先を記載してください。

1 4. 事業の実施

事業の実施にあたっては、提案団体と市の事業担当課及び協働する団体とが、必要に応じて協議し事業を実施して下さい。

1 5. 事業の実績報告等

事業が完了したときは、速やかに、次の書類を添えて実績報告を行って下さい。

- (1) 協働で叶える市民活動促進事業補助金実績報告書（様式第10号）

- (2) 事業報告書（様式第10号の1の1）
- (3) 収支決算書（様式第10号の2）
- (4) 事例集原稿（様式第10号の3の1）
- (5) 事業に係る契約書、請求書及び領収書の写し
- (6) 事業実施写真
- (7) その他市長が必要と認める書類（必要があれば改めてお願ひします）

※請求書の押印を省略する場合は、担当者名および連絡先を記載してください。

16. 情報公開

実施事業については、事業の概要や団体名等について市のホームページ等で公表します。（活動成果を発表いただく機会を設ける場合があります。）

17. 問合せ先

雲南市役所 政策企画部 地域振興課

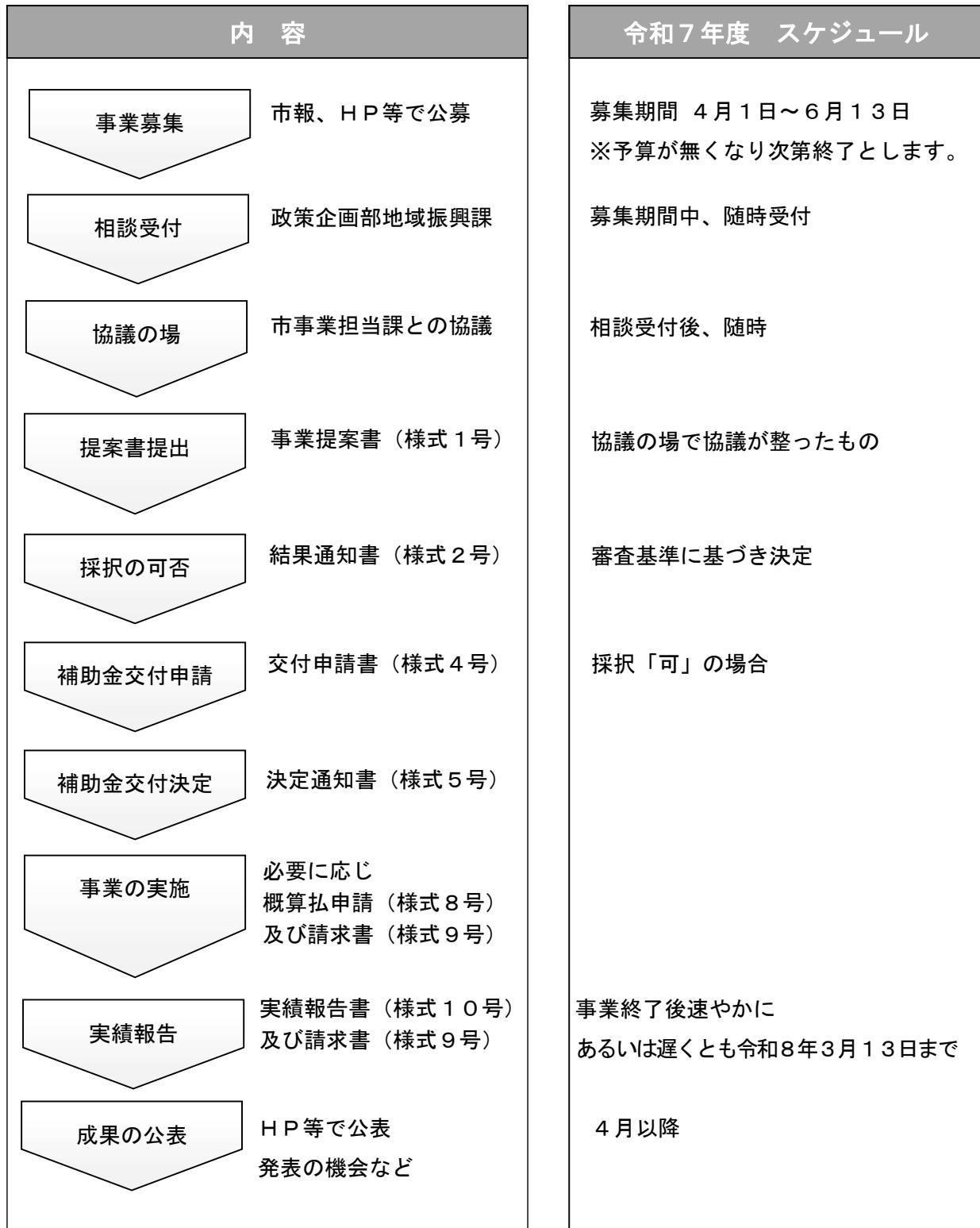
〒699-1392

島根県雲南市木次町里方521-1

電話0854-40-1013 FAX0854-40-1029

E-mail chiikishinkou@city.unnan.shimane.jp

■ 制度の流れ



記載例

〔主な様式を抜粋〕

雲南市市民活動団体登録

【記載例】

様式第1号（第10条関係）

雲南市市民活動団体登録申請書

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

団体名 うんなん文化歴史を学ぼう会
代表者氏名 会長 雲南 太郎

雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則第10条第1項の規定に基づき市民活動団体の登録をしたいので申請します。

記

* 登録番号				
団体の名称	うんなん文化歴史を学ぼう会			
代表者	氏 名	雲南 太郎		
	住 所	〒699-1392 雲南市□□町△△ ××番地		
	TEL	0854-40-1013	FAX	0854-40-1029
	E メール	(お持ちであれば記入してください)		
主たる連絡先又は事務所	氏 名	雲南 次郎		
	住 所	〒699-1392 雲南市□□町○○ ××番地		
	TEL	0854-40-xxxx	FAX	0854-40-xxxx
	E メール	(お持ちであれば記入してください)		
活動の目的	市内の歴史と文化を学び、地域を知ることを通じて、地域に対する愛着と誇りに繋げ、更に訪れる人たちにも魅力を伝えると共に交流を図り、地域の振興に資することを目的とする。			
主な活動地域	1 <input checked="" type="radio"/> 市内 2 市外			
会員数	個 人	30名	団 体	
			0 団体	

<p>会員の資格の得喪に関する事項 (該当する番号を○で囲んでください。)</p>	<p>・入会について 1 年齢の制限がある 2 性別の制限 がある 3 地域の制限がある ④ 誰でも自由に入会できる 5 その他 ()</p> <p>・脱会について 1 代表の承認が必要 員の承認が必要 2 代表及び会員 3 自由に脱会できる 4 その他 ()</p>																		
<p>会計に関する事項 (前年度実績又は今年度見込み)</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 70%;">入会金</td> <td style="width: 20%;">3,000円 (1,000円 ×3人)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>年会費</td> <td>150,000円 (5,000円 ×30人)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>事業に伴う収入</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>財産から生じる収入</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>寄附金</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他の収入</td> <td>円</td> </tr> </table>	1	入会金	3,000円 (1,000円 ×3人)	2	年会費	150,000円 (5,000円 ×30人)	3	事業に伴う収入	円	4	財産から生じる収入	円	5	寄附金	30,000円	6	その他の収入	円
1	入会金	3,000円 (1,000円 ×3人)																	
2	年会費	150,000円 (5,000円 ×30人)																	
3	事業に伴う収入	円																	
4	財産から生じる収入	円																	
5	寄附金	30,000円																	
6	その他の収入	円																	
設立年月日	令和〇年〇月〇日																		
具体的な活動内容	(団体の行う活動を具体的に記入してください) <ul style="list-style-type: none"> ・町並みボランティアガイド ・自主企画講座(広く市民に呼びかけます) ・地域探訪ツアーの企画開催 ・小中学生への出前ふるさと学習会 																		
団体ホームページ	(お持ちであれば記入してください)																		

注意事項

- 1 *印は記入しないで下さい。
- 2 役職名及び会員名を添付して下さい。
- 3 定款又は規約又は会則を添付して下さい。
- 4 各項目の記載はその内容が記載されている書類の添付でも可とします。
- 5 裏面の該当する活動分野にご記入下さい。なお、記入された情報については、情報公開の対象となりますのでご承知おき下さい。

よろしければ、雲南市ホームページ内にある「市民活動紹介コーナー」で紹介させて頂きます。

下記の項目で該当する活動分野に□を■に、○を●に塗りつぶしてください。(複数回答可)

主な活動分野	<p>■ 1 地域社会（まちづくり・交通安全・犯罪防止）</p> <p>○地域緑化運動 ○都市農村交流 ○街並み、建物の保全活動 ○地域おこし ○清掃活動 ●観光ボランティア ○交通安全活動 ○地域の犯罪予防 ○その他 ()</p>
	<p>□ 2 社会福祉（高齢者・児童・母子・障害者・社会福祉一般）</p> <p>○高齢者施設訪問 ○独居老人の家庭訪問 ○訪問看護 ○老人相談室 ○給食サービス ○地域の子育て支援 ○乳幼児の保育サービス ○自主保育 ○母子家庭の自立支援 ○共同保育所 ○自立生活の支援 ○手話通訳 ○点訳活動 ○朗読テープ作成 ○障害児保育 ○移送サービス ○知的障害者の支援 ○福祉施設への慰問 ○カウンセリング ○その他 ()</p>
	<p>□ 3 保健医療（健康づくり・医療）</p> <p>○食生活の改善 ○公衆衛生 ○生活習慣病予防 ○歩け歩け運動 ○断酒支援 ○禁煙活動 ○介護普及 ○その他 ()</p>
	<p>□ 4 環境保全（エコロジー・公害・エネルギー）</p> <p>○自然保護 ○森林保全 ○野生生物の保護 ○河川のクリーン運動 ○地球環境保全 ○環境教育 ○地域生態系の調査研究 ○ごみの減量化 ○リサイクル活動 ○自然エネルギー推進 ○公害の防止 ○その他 ()</p>
	<p>■ 5 教育・文化・スポーツ（教育学術・文化の振興・スポーツ等・青少年）</p> <p>○教育問題を考える活動 ○学童保育 ○不登校児教育活動 ●伝統文化の継承、振興 ○芸術文化の振興 ○学術研究支援 ○美術館、博物館のボランティア ○各種スポーツ指導 ○スポーツ教室 ○非行防止活動 ●読書普及 ○その他 ()</p>
	<p>■ 6 国際協力（国際交流・貢献・協力）</p> <p>●国際文化交流 ○国際芸術交流 ○留学生との交流、支援 ○帰国者支援 ○通訳ボランティア ○外国語講座 ○日本語講座 ○発展途上国への援助、支援（食料援助等） ○難民支援 ○その他 ()</p>
	<p>□ 7 その他（災害時の避難・消費者保護・人権・女性・市民活動支援・その他）</p> <p>○被災者援助 ○援助物資の供給 ○防災活動 ○消費者保護 ○有機農産物生産、流通 ○自然食活動 ○人権啓発、擁護活動 ○差別撤廃活動の推進 ○女性の地位向上 ○女性が働く環境づくり ○市民活動の振興 ○市民活動に関する情報収集、提供 ○その他 ()</p>

雲南市市民活動団体登録事項等変更届出書

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

名 称 うんなん文化歴史を学ぼう会

所在地 雲南市□□町△△ ××番地

代表者 会長 雲南花子

電話番号 0854-40-xxxx

E-mail hanako@bs.unnnan.ne.jp

雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則第10条第5項の規定に基づき、市民活動団体の変更をしたので届け出ます。

記

*登録番号			
区分		変更前	変更後
変更内容	団体の名称		
	事務所等の所在地 及び連絡先	雲南市□□町□□××番地	雲南市□□町△△ ××番地
	活動の目的		
	* 1 代表者及び会員名	会長 雲南 太郎	会長 雲南 花子 会員は別紙のとおり
	会員の資格に関する事項		
	活動地域及び活動内容に関する事項	雲南市全域	雲南市全域 主な活動分野の『地域社会』分野で、「都市農村交流」を追加する。 別紙、主な活動分野一覧表を参照。
	その他		
* 2 *解散時期及び理由			

注意事項

1. * 1 変更内容の記載は、書類添付でも可とします。会員に変動があったときの変更は、年に1度の名簿提出でも可とします。
2. * 2 解散の届出の場合は、*印のみに記載して下さい。

協働で叶える 市民活動促進事業補助金制度

〔協働で叶える市民活動促進事業〕

様式第1号（第9条関係）

事業提案書提出の前に、市担当課との事前協議が必要です。
事業概要が分かるような書類をご準備いただき、地域振興課まで
ご相談ください。

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

団体名 うんなん田舎ツーリズム工房
所在地 雲南市〇〇町△△ ××番地
代表者名 会長 雲南 次郎

雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金事業提案書

このことについて、雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

- 1 事業の種類 ア. 協働で叶える市民活動促進事業
イ. NPO法人設立支援事業
ウ. NPO法人等利子補給金事業

- 2 事業の名称 知恵と技の結集！ 空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業

- 3 補助金申請予定額 200,000円

千円未満は、切捨てです。

- 4 添付書類

- ((1) 団体概要書（様式第1号の1）
- (2) 構成員名簿（様式第1号の2）
- (3) 事業計画書（様式第1号の3の1～様式第1号の3の3のうち、1事業の種類で選択した事業に係るもの）
- (4) 年間計画書（様式第1号の4）
- (5) 収支予算書（様式第1号の5）
- (6) 規約、会則等
- (7) 委託契約書又は補助金交付決定通知書の写し（利子補給金事業のみ）
- (8) 金融機関からの借入額及び利子額が確認できる書類（利子補給金事業のみ）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号の1（第9条関係）

団体概要書

【団体概要】

1 団体名	イナカ うんなん田舎ツーリズム工房		
2 設立年月日	平成22年6月10日		
2 所在地	〒×××-××× 雲南市○○町△△ ××番地		
3 代表者の役職 及び氏名	(役職) 会長	(氏名) ウンナン ジロウ 雲南 次郎	
4 会員数	13人	(会費) 2,000円／年	
5 事業の名称	知恵と技の結集! 空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業		
6 担当者連絡先	フリガナ 氏名	ナグモ イチロウ 南雲 一朗	
	連絡先 電話番号	0854-××-××××	
	FAX番号	0854-××-△△△△	規約などに定めてられている設立目的など、団体の活動目的を記入してください。
	電子メール	nagumo_ichi@bs.kkm.ne.jp	
団体の目的	豊かな自然、歴史、文化、人の幸を活かした滞在型交流事業に取り組むことで、交流人口の拡大と定住につなげると共に、この地に住む住民自身が、地域を知り・愛し・誇れることに寄与することを目的とする。		
団体の活動状況	会員13名のうち8名がしまね田舎ツーリズム推進協議会実践者ネットワークに登録し、体験交流等の提供や農村民泊をスタートさせ、徐々に実績を作ってきてている。道案内によるまち歩きや日頃は入られない工場の中に入って話を聞くといった市内住民でも楽しめる事業にも取り組んでいる。		
活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年10月　しまね田舎ツーリズム推進協議会に加入 ・H22年12月　先進地視察（邑南町） ・H23年5月　田舎暮らし＆民泊体験ツアー企画実施（8名参加） ・H23年11月　ものづくり現場見学会（おとの社会見学）企画実施（10名） 		

団体が主にどのような分野で、どういった活動をしているか記入してください。

これまで活動された主な事業等について具体的に記入してください。

様式第1号の2 (第9条関係)

構成員名簿

団体名：うんなん田舎ツーリズム工房

No.	役職	会員名	住所	備考
1	会長	雲南 次郎	雲南市〇〇町△△ ××番地	
2	副会長	大東 太郎	雲南市〇〇町△△ ××番地	
3	副会長	加茂 花江	雲南市〇〇町△△ ××番地	
4	事務局	南雲 一朗	雲南市〇〇町△△ ××番地	
5	会計	木次 桜子	雲南市〇〇町△△ ××番地	
6	監事	三刀屋 隆	雲南市〇〇町△△ ××番地	
7	監事	吉田 鉄郎	雲南市〇〇町△△ ××番地	
8	会員	掛合 滝代	雲南市〇〇町△△ ××番地	
9	会員	・	・	
10	会員	・	・	
11	会員	・	・	
12	会員	・	・	
13	会員	・	・	

※会員名簿添付可

様式第1号の3の1（第9条関係）

事業計画書

団体名：うんなん田舎ツーリズム工房

事業の種類	協働で叶える市民活動促進事業			
事業の名称	知恵と技の結集！ 空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業			
実施場所	雲南市〇〇町口口			
実施予定期間	着手	令和×年×月×日	完了	令和×年×月×日
現状と課題	市内に多くの空き家が発生している。このまま放置されると、崩壊の危険や防犯上の心配がある。			
事業の目的	空き家活用として田舎ツーリズムを考えている地域に対し、田舎ツーリズムを実践している団体として、ノウハウを伝授し、取り組みを後押しする。			
市総合計画の 施策名	移住・交流の推進			
解決の方策 【事業内容】	<p>地域内の人々の知恵と技で空き家の再生に取り組むところから、映像や写真に記録を残し、再生までの経過や熱意を物語としてしっかりとまとめる。そのことで、館の価値を高める。</p> <p>館で提供する「体験」「食」「泊」のプログラムメニューを実践者としてのアドバイスを行い一緒に作成する。</p> <p>お試し企画の事業を行い、実際に体験してもらって修正等を行い、一つの形を作り上げる。</p>			
事業の効果と展望 (実施主体)	田舎ツーリズムに関心はあっても踏み出せなかった組織に対して、後押しすることで動き出す。市内に田舎ツーリズムに取り組む団体が増えることで、連携をもった展開に発展させることができる。			
協働の相手 (市の関係部署)	政策企画部 うんなん暮らし推進課			
事業の効果と展望 (市関係課)	※市担当課が記入			
その他の団体等 との連携	特定非営利活動法人 〇〇〇〇 ※あれば記入			
役割分担と 協働の効果	<p>1. 役割分担について</p> <p>提案団体の役割：企画、運営、講師の手配、記録 市の役割：周知（HP、広報紙等）、情報提供 連携団体（〇〇〇〇）：場の提供、人材の提供</p> <p>2. 協働の効果について</p> <p>市が周知することで、多くの目にとまり関心が高まる。繋がることで、違う視点から取り組みを考えることができる。個別に課題解決に取り組もうとして、なかなか進まなかつたものが、繋がることで、前に動き出す。</p>			

※事業の経過や改善点など、協働の相手先担当課との事前協議内容を添付。

R8.3.13 おでこ実績報告ができる
ねじの計画ついでに

次
の
①いつ
②どこで
③誰
④どうに
⑤どのように
ポイントに留意。
ことを
を対象に
を高め
うに

協働する団体の役割分担を、
具体的に記入してください。

様式第1号の4（第9条関係）

年間計画表

項目 月	事業実施計画	事務手続き	その他
4月			
5月	■ 事業計画検討(本会内部協議)	(事業テーマ募集)	
6月	■ 市担当課及びNPOと協議	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案書作成 ・プレゼンテーション・審査 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協働事業会議（※本会・市担当課・NPOによる） ■ 空き家改修事業記録開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果通知書受理 ・補助金交付申請書提出 ・補助金交付決定通知書受理 ・概算払申請書及び請求書の提出(必要がある場合) 	
8月	■ 協働事業会議(ツーリズムプログラム検討)		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き家改修完了 ■ ふるさとしまね定住財団から講師を呼んでの研修会 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内先進地視察 ■ 協働事業会議(取り組み状況確認) ■ 体験プログラム検討(地域内の達人の組合せ) 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提供料理の検討と料理講習会 ■ 宿泊についての検討 		
12月	■ 協働事業会議(ツーリズムプログラム決定)		
1月	■ ツーリズムお試しプランの募集（1月上旬）		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ ツーリズムお試しプランの実施（2月上旬） (空き家での宿泊と、民家の宿泊) ■ 協働事業会議(事業の振り返り) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の協働担当課と事業実績の確認 ・次年度へ向けての協議 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書及び実施者評価シート提出 ・補助金残金請求(残金があれば) 	
4月		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金入金確認(残金があった場合) ・補助金確定通知書受領 	
備考	・お試しプラン参加者へアンケート実施		

様式第1号の5（第9条関係）

收支予算書

収入の部

単位:円

区分	金額	説明
市補助金	200,000	
参加費	55,000	ツーリズムお試しプラン参加者負担金 10人×5,500円
合計	255,000	

支出の部

収入の部と支出の部の合計は必ず一致させてください

単位:円

区分	金額	説明
補助対象経費	報償費	自然体験講師謝礼 5,000円×3名 料理講習会講師謝礼 3,000円×3名 先進地講師謝金 10,000円×1名 有償ボランティア謝礼（写真撮影、アンケート集計） 646円※×25時間=16,150円 ※有償ボランティア単価は最低賃金を参考に設定
	需用費	事務用品代 2,350円（用紙代、プリンターインク代ほか） 記録パネル製作（空き家改修の様子や地域の達人紹介） 30,000円 チラシ・ポスター作成 20,000円
	役務費	自然体験保険料 500円×15人（参加者、講師、スタッフ）
	委託料	空き家改修や地域の達人の映像など集めたDVD作成（ツーリズム参加者に対する紹介用）別添見積書のとおり
	使用料及び賃借料	県内先進地視察の際 バス借上げ料 50千円 別添見積書のとおり
補助対象経費計①	200,000	
補助対象外経費	報償費	受け入れ民泊家庭へ謝礼 5,000円×6人
	需用費	ツーリズムお試しプラン料理賄材料代
	使用料及び賃借料	寝具、ストーブ等リース料（改修空き家で使用） 別添見積書のとおり
補助対象外経費計②	55,000	
総事業費③=①+②	255,000	

(注)必要に応じ根拠がわかる書類等を添付していただきます。

様式第3号（第12条関係）

雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金指令前着手届

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

【提案者】

団体名 うんなん田舎ツーリズム工房
所在地 雲南市〇〇町△△ ××番地
代表者名 会長 雲南 次郎

令和×年×月××日提出した下記事業について、別記条件を了承の上、指令前に着手したいのでお届けします。

記

1 事業の種類 協働で叶える市民活動促進事業

2 事業の名称 知恵と技の結集！ 空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業

3. 事業内容 空き家活用として田舎ツーリズムを考えている地の取り組みを支援する。

4. 補助金交付申請額予定額 200,000円

5. 着手予定期 令和×年 ×月 ×日

6. 完了予定期 令和×年 ×月 ×日

7. 指令前着手を必要とする理由

※具体的な理由を記入してください。

〈別記条件〉

補助金審査の結果、補助金の交付が行われない場合又は補助金交付決定を受けた補助金が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

団体名 うんなん田舎ツーリズム工房
所在地 雲南市〇〇町△△ ××番地
代表者名 会長 雲南 次郎

雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金交付申請書

このことについて、雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金交付要綱第15条の規定により申請します。

- 1 事業の種類 ア. 協働で叶える市民活動促進事業
 - イ. NPO法人設立支援事業
 - ウ. NPO法人等利子補給金事業
- 2 事業の名称 知恵と技の結集！ 空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業
- 3 事業収支予算及び補助金交付申請額

(1) 事業に要する経費の総合計 (総事業費)	255,000 円
(2) 補助対象経費の合計	200,000 円
(3) 補助率	100 %
(4) 補助金交付申請額	200,000 円
- 4 添付書類
 - (1) 雲南市協働で叶える市民活動促進事業選考結果通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金概算払申請書

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

団体名 うんなん田舎ツーリズム工房

所在地 雲南市〇〇町△△ ××番地

代表者名 会長 雲南 次郎

令和×年×月×日付で交付決定のあった雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金について概算払を行っていただきますよう雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

指 令 年 月 日	令和×年×月××日	指 令 番 号	地 域 指 令 第 × × 号
補 助 年 度	令和×年度		
事 業 の 種 類	協働で叶える市民活動促進事業		
事 業 の 名 称	知恵と技の結集! 空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業		
交 付 決 定 額	200,000円		
内概算払申請額	200,000円		
概 算 払 申 請 の 理 由	(概算払・前金払を必要とする理由を具体的に記入してください) 〔例〕・補助金の概算払を受けないと事業実施に支障を及ぼす。 ・事業実施のための初期経費が必要など		
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知の写し 2 その他の市長が必要と認める書類		

様式第9号（第18条関係）

雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金請求書

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

団体名 うんなん田舎ツーリズム工房

所在地 雲南市〇〇町△△ ××番地

代表者名 会長 雲南 次郎

電話番号 ××××-××-×××

令和×年×月××日付け地域指令第××号で交付決定のあった雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金を交付されるよう請求します。

記

1. 交付請求額 200,000円

内訳	・交付決定額(a)	200,000円
	・補助金の既交付額(b)	
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	・今回交付請求額(c)	200,000円
	・未交付額(d)=(a)-(b)-(c)	0円

2. 振込先

金融機関名 △△△△ 口口支店
口座名 うんなん田舎ツーリズム工房 会長 雲南 次郎
口座の種別 ○○
口座番号 ×××××××

団体担当者名 ○○ ○○
連絡先 0854-

様式第10号（第19条関係）

令和×年×月××日

雲南市長 石飛 厚志 様

団体名 うんなん田舎ツーリズム工房

所在地 雲南市〇〇町△△ ××番地

代表者名 会長 雲南 次郎

雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金実績報告書

令和×年×月×日付け地域指令第××号で交付決定通知のありました雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金に係る事業を完了したので、雲南市協働で叶える市民活動促進事業補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の種類 ① 協働で叶える市民活動促進事業

イ. NPO法人設立支援事業

ウ. NPO法人等利子補給金事業

2 事業の名称

知恵と技の結集！ 空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業

3 補助金額 200,000円

4添付書類

千円未満は、切捨てです。

（1）事業報告書（様式第10号の1の1～様式第10号の1の3のうち、1事業

の種類で選択した事業に係るもの）

（2）収支決算書（様式第10号の2）

（3）事例集原稿（様式第10号の3の1～様式第10号の3の3のうち、1事業

の種類で選択した事業に係るもの）

（4）事業に係る契約書、請求書及び領収書の写し

（5）事業実施写真

（6）その他市長が必要と認める書類

様式第10号の1の1（第19条関係）

事業報告書

団体名：うんなん田舎ツーリズム工房

事業の種類	協働で叶える市民活動促進事業						
事業の名称	知恵と技の結集！空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業						
実施場所	雲南市〇〇町口口						
実施期間	着手	令和×年×月×日	完了	令和×年×月×日			
市総合計画に掲げる施策名	移住・交流の推進						
②次 のポイント に留意。 ③誰を対象に ④どのように いふ	解決の取組み 【事業の実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> * 空き家改修記録 (7/20～9/11) * 田舎ツーリズムについての研修会 (9/12) * 県内先進地視察 (10/2) * 体験プログラムの検討 (10/10, 27) * 提供料理のレシピ検討及び講習会の開催 (11/5, 13, 27) * ツーリズムお試しプランの設計と事業実施 ×月×日～×日 (2泊3日) * 協働事業会議 (5回) 					
⑤どのように いふ	成果と課題	<p>【成果】</p> <p>(1) 空き家改修の経過と地域住民の関わりを記録することで、ツーリズム体験者に背景も伝えることができ、体験者の満足度が増した。</p> <p>(2) 空き家での宿泊と民家での宿泊を試したこと、多様なサービス提供スタイルを考えることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>(1) 今後、継続的に田舎ツーリズムを実施していくためには、体験プログラムの充実や料理メニューの更なる魅力化に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 田舎ツーリズム体験者の募集に関し、パンフレットの作成やホームページでの周知など、如何にして情報を発信し、参加者を募るか、また口コミとしてフェイスブックの活用など検討する必要がある。</p>					
協働の相手（市の関係部署）	政策企画部 うんなん暮らし推進課						
その他の連携した団体等	特定非営利活動法人 ○○○○ ※あれば記入						
役割分担と協働の成果	<p>1. 役割分担について</p> <p>提案団体の役割：企画、運営、講師の手配、記録</p> <p>市の役割：周知（HP、広報紙等）、情報提供</p> <p>連携団体（○○○○）：場の提供、人材の提供</p> <p>2. 協働の成果について</p> <p>市を通じて周知したこと、広く情報発信が出来た。参加者も安心感をもって応募されていた。</p> <p>○○○○を通じて人材を紹介していただいた為、交渉がスムーズにいった。会議の際に、いろんな視点で議論ができた。</p>						
記入してください。 市等による成果について							

R8.3.13 まことに実績報告ができる
ねむねに記入してください。

協働した団体の役割分担の状況
を、具体的に記入してください。

様式第10号の2（第19条関係）

収支決算書

収入の部

単位:円

区分	予算額	決算額	比較増減	説明
市補助金	200,000	200,000	0	
参加費	55,000	60,500	5,500	ツーリズムお試しプラン参加者負担金 11人×5,500円
繰入金	0	7,694	7,694	うんなん田舎ツーリズム工房本会計より
合計	255,000	268,194	13,194	

収入の部と支出の部の合計は必ず一致させてください

支出の部

単位:円

区分	予算額	決算額	比較増減	説明
補助対象経費	報償費	50,150	64,380	14,230 自然体験講師謝礼 5,000円×4名 料理講習会講師謝礼 3,000円×3名 先進地講師謝金 10,000円×1名 有償ボランティア謝礼（写真撮影、アンケート集計） 646円×30時間=19,380円
	需用費	52,350	51,230	△1,120 事務用品代 5,230円（用紙代、プリンターインク代ほか） 会議茶菓代 @120円×10人×5回 =6,000円 記録パネル製作（空き家改修の様子や地域の達人紹介） 20,000円 チラシ・ポスター作成 20,000円
	役務費	7,500	8,000	500 自然体験保険料 500円×16人(参加者、講師、スタッフ)
	委託料	40,000	40,000	0 空き家改修や地域の達人の映像など 集めたDVD作成（ツーリズム参加者に対する紹介用）
	使用料及び 賃借料	50,000	50,000	0 県内先進地視察の際 バス借上げ料 90,000円
補助対象経費計①		200,000	213,610	13,610
補助対象外経	報償費	30,000	30,000	0 受け入れ民泊家庭へ謝礼 5,000円×6人
	需用費	15,000	13,520	△1,480 ツーリズムお試しプラン料理賄材料代
	使用料及び 賃借料	10,000	9,730	△270 寝具、ストーブ等リース料（改修空き家で使用）
補助対象外経費計②		55,000	53,250	△1,750
総事業費③=①+②		255,000	268,194	13,194

※各決算額の明細については、別添「決算額明細書」及び「補助対象経費支払証拠書類（領収書写し）」を添付しましたので参照ください。

事業の名称：知恵と技の結集！空き家を活用した田舎ツーリズムスタート支援事業

団体名	うんなん田舎ツーリズム工房	事業費	268,194円
代表者	会長 雲南 次郎	補助金交付額	200,000円
構成員	13人	事業実施期間	R×.×.×～R×.×.×
協働のパートナー部署	政策企画部うんなん暮らし推進課	その他連携先	特定非営利活動法人〇〇

現状と課題

市内に多くの空き家が発生している。
このまま放置されると、崩壊の危険や防犯上の心配がある。

事業のねらい

空き家活用として田舎ツーリズムを考えている地域に対し、田舎ツーリズムを実践している団体として、ノウハウを伝授し、取り組みを後押しする。こうして市内に田舎ツーリズムに取り組む団体が増えることで、連携をもった展開に発展することを目指す。

実施状況

◇ 実施状況

- ・空き家改修記録 (7/20～9/11)
- ・田舎ツーリズムについての研修会 (9/12)
- ・県内先進地視察 (10/2)
- ・体験プログラムの検討 (10/10, 27)
- ・提供料理のレシピ検討及び講習会の開催 (11/5, 13, 27)
- ・ツーリズムお試しプランの設計と事業実施
実施日：R×.×.×～×日（2泊3日）
- ・協働事業会議（5回）

実施写真

◇ 協働の内容(役割分担と成果)

【役割分担】

提案団体の役割：企画、運営、講師の手配、記録

市の役割：周知（HP, 広報紙等）、情報提供

連携団体（〇〇〇〇）：場の提供、人材の提供

【成果】

市を通じて周知することで、広く情報発信が出来た。参加者も安心感をもって応募されていた。

〇〇〇〇を通じて人材を紹介していただいた為、交渉がスムーズにいった。

会議の際に、いろんな視点で議論ができた。

実施写真

◇ 今後の改善点等

体験プログラムの充実や料理メニューの更なる魅力化に取り組む必要がある。

幸運なんです。
雲南です。

お問合せ先

雲南市役所 政策企画部 地域振興課	電話 0854-40-1013
大東総合センター 自治振興課	電話 0854-43-8168
加茂総合センター 自治振興課	電話 0854-49-8601
木次総合センター 自治振興課	電話 0854-40-1080
三刀屋総合センター 自治振興課	電話 0854-45-2111
吉田総合センター 市民サポート課	電話 0854-74-0211
掛合総合センター 市民サポート課	電話 0854-62-0300